

1 児童虐待に関する基本事項

(1) 児童虐待の定義

保護者が、18 歳未満の子どもに対し、心身を傷つけ、人権を侵害する行為です。

「しつけだから」、「子どものためを思って」などと、保護者等の意図で判断するものではなく、その行為が子どもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なうものであるかで判断します。いくら保護者が一生懸命子どものためにやっていることであっても、それが子どもにとって有害な行為であれば、「虐待」と言えます。

●児童虐待の防止等に関する法律第2条

「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による子ども（18 歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待と定義しています。

(2) 児童虐待の分類

●身体的虐待

- ・殴る、蹴る
- ・激しく揺さぶる
- ・たばこなどによるやけどなどの外傷を負わせる
- ・熱湯をかけるなど故意にやけどを負わせる
- ・溺れさせる
- ・首を絞める
- ・戸外に閉め出す
- ・意図的に子どもを病気にさせる 等

●ネグレクト（養育放棄）

- ・食事を与えない
- ・同居人が虐待していても放置する
- ・乳幼児を車や家に残したまま外出する
- ・子どもを遺棄したり、置き去りにする
- ・ひどく不潔にする
- ・病院へ連れて行かない
- ・子どもの意思に反して、学校等に登校させない 等

●心理的虐待

- ・子どもの目の前で配偶者等に暴力をふるう（面前 DV）
- ・言葉による脅し
- ・子どもの自尊心を傷つける言動
- ・きょうだい間の差別
- ・無視や拒否的な態度を示す 等

●性的虐待

- ・子どもへの性的行為、性的暴力、性行為の強要・教唆
- ・性器や性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィーの被写体にする 等

●「しつけ」と「虐待」の違い●

- ・「しつけ」とは・・・やって良いことと悪いことを子ども自身が主体的に考え、理解できるよう保護者が一貫した態度で教えることです。それにより、子どもは成長とともに自分自身で気持ちや行動をコントロールできるようになります。
- ・「虐待」とは・・・大人が自分の感情にまかせて子どもを力でコントロールしようとすることです。

＊保護者が一貫した態度であっても、子どもにとって有害な行為である場合もあり、この場合は虐待とみなされます。

2 児童虐待の発生とその予防

(1) 虐待発生の要素

児童虐待発生の背景には、様々な要因が複雑に絡み合っていることがよくあります。

虐待発生につながりそうな要因を把握しておくことは重要です。これらの要因の除去あるいは軽減することにより、虐待防止・再発の抑止力となるだけでなく、子育て支援や生活支援につながります。

【保護者の要因】

- ・子どもへの愛着形成が不十分
- ・元来性格が攻撃的・衝動的
- ・精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- ・保護者自身が被虐待の体験者
- ・育児に対する不安やストレス
- ・望まない妊娠
- ・若年の妊娠
- ・産後うつ病などの精神的不安定な状況 等

【子どもの要因】

- ・乳幼児期の子ども
- ・手がかかる子ども
- ・低体重児・多胎児
- ・発達の遅れ、障害、問題行動
- ・その他の何らかの育てにくさを持っている子 等

【家庭環境の要因】

- ・未婚を含むひとり親家庭
- ・内縁者や同居人がいる
- ・子連れの再婚
- ・夫婦関係をはじめ人間関係に問題を抱えている
- ・転居を繰り返す
- ・生活困窮である
- ・援助者（親、きょうだい）や相談相手がいない
- ・保護者の失業や転職の繰り返しで経済的に不安定な状態
- ・夫婦不仲、配偶者からの暴力等不安定な状態
- ・定期的な健康診査の未受診
- ・親子の長期分離歴がある
- ・すでにきょうだいが施設入所している
- ・不衛生な住居 等

（２）虐待が及ぼす子どもへの影響

虐待を受けた子どもは、適切な養育環境を提供されなかったため、発育・発達の不全、ゆがみ、非行など性格行動上の問題行動、愛着障害、心的外傷後ストレス障害など、子どもの心身に様々な影響を残し、重篤な症状及び障害をもたらし、次世代にも影響が及ぶことがあります。

【身体的影響】

身体的虐待の結果、外傷を受けるだけでなく、死亡したり、様々な後遺症としての障害を生じることがあります。また、ネグレクトや心理的虐待は発育発達を阻害し、成長の遅れを引き起こすことがあります。

【知的・認知的発達への影響】

虐待により学習の機会が妨げられ、学習意欲が低下することで、本来持っている能力を発達させる機会が失われがちとなります。

また、身体的虐待の後遺症による脳へのダメージや、ネグレクトなどによる知的発達の低下は、認知機能（知覚・記憶・思考・判断）等へも影響を及ぼします。

【情緒・心理面への影響】

保護者から虐待を受けて育った子どもは、日々保護者の顔色を見て生活をします。

その結果、自分の感情表現や感情のコントロールができないことから、衝動性が強く攻撃的になることも多くトラブルを起こしやすくなります。

さらに、子ども自身の存在を否定するような言葉の暴力を受けることや身体的な暴力を受けることで、自分を悪いと捉えるようになり、自己評価を下げることに繋がります。

【行動への影響】

虐待という体験は、子どもの情緒・心理面に大きな影響を与え、それが成長過程における身辺自立の遅れ、強い怯え、自傷行為、食行動の異常、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などのトラウマによる反応（うつ状態、無気力、無反応、落ち着きのなさなど）などとして現れます。

また、これらが非行という問題行動に大きく影響することがあります。

【対人関係への影響】

子どもは、保護者との信頼関係ができなかったことにより、社会における集団や組織においても、対人関係を避けたり関与を拒んだりする、他人を信用することができない、適切な距離を持ち信頼関係を築くことができない、攻撃されないように相手の気持ちを先取りした行動をするような傾向を示します。

（３）虐待の予防

虐待予防は、１次予防、２次予防、３次予防の３段階で考える必要があります。

① １次予防（虐待が起こる前の対応）

子どもが安心して暮らせる環境を作り、子育てに不安を抱えている家庭に対して地域や関係機関がきめ細やかな支援を行うことにより、虐待を未然に防げます。

特別なことではない、さりげなく気に掛けることやささやかな心配り、ちょっとした一声が虐待の芽を摘むことになります。

② ２次予防（虐待の早期発見・早期対応）

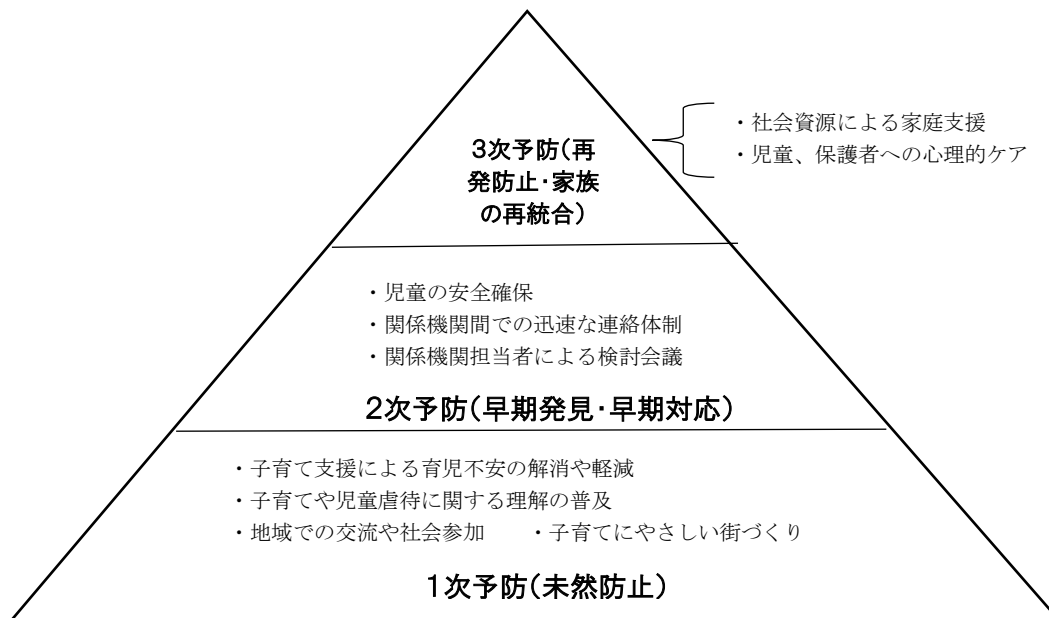
虐待は、子どもに悪影響をもたらします。虐待ではないかと感じたら、「本当に虐待と言えるのだろうか」という不安は常につきまといますが、確証が得られるまで行動を起こすことをためらっていると、子どもにとって最悪な結果になるおそれがあります。

虐待ではないかと感じたら、市子育て支援課又は東部児童相談所等の関係機関に通告（相談）するなど、行動を起こすことが重要です。

③ ３次予防（再発防止・家族の再統合）

虐待を起こしてしまった家庭は、虐待が起こらない・起こさない家族関係を新たに築くことが求められます。そのためには、周囲の人々の理解と関係機関（役割分担を行い）の長期的視野に立った支援が重要になります。

【児童虐待予防対策のイメージ】



3 児童虐待の早期発見と通告の義務

(1) 早期発見の義務

虐待を早期発見するには、危険を知らせるサインを見逃さず受け止めることが重要です。

学校・児童福祉施設・病院など児童の福祉に業務上関係のある「組織（団体）」についても、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない義務が課されています。（児童虐待防止法第5条第1項）

＊「学校」には幼稚園が、「児童福祉施設」には保育所が含まれます。

(2) 通告の義務

虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、市町村、児童相談所に通告しなければならないこととされており、通告することが守秘義務違反には当たらないとされています。（児童虐待防止法第6条）

【通告とは】

市子育て相談課又は東部児童相談所に子どもの「相談」にのってもらうこと、気になる子どもについて「連絡」することを通告といいます。まず通告することを考え、行動することが必要です。

- ・ 誰が通告したのか、子どもや保護者に明かされることはありません。
- ・ 通告は、子ども本人や保護者の同意は必要ありません。
- ・ 通告は、子どもを守り、ひいては虐待をしてしまう親を救うことになります。
- ・ 子どもを守ることが優先されるため、守秘義務違反にはなりません。
- ・ 周囲の人のあたたかい眼差しと行動が、子どもを虐待から守ります。
- ・ 虐待の事実が確認できなくても、法的責任を問われることはありません。
- ・ 虐待の証明をする必要はありません。

→ 判断するのは、通告を受けた市子育て相談課又は東部児童相談所などの役割です。

【不自然さこそ最も重要なサイン】

- ① 不自然な傷やあざ・・・多くある、頻繁にできる等
- ② 不自然な説明・・・傷の状況からあり得ない説明、ころころ話が変わる等
- ③ 不自然な表情・・・無表情、ご機嫌とり、おびえる、落ち着きなくキョロキョロする等
- ④ 不自然な行動や関係・・・親が来ると急にそわそわする、初めての人に馴れ馴れしい、年齢にそぐわない言動等

児童虐待相談の流れ

相談・通告

児童、保護者、親戚、近隣住民、民生委員・児童委員、母子保健推進員、学校、認定こども園、幼稚園、保育園、医療機関 等

こども家庭センター

市子育て相談課 子育て相談係

実態把握

(24 時間以内に調査・安全確認、情報収集)



受理会議 (※緊急アセスメントシート)

緊急度 高い
低い



支援方針決定

関係機関との連携・継続的な支援

要保護児童対策地域協議

実務者会議の開催

個別ケース検討会議の開催

関係機関・地域での見守り・支援

市子育て相談課 母子保健係

乳幼児健康診査

育児相談、家庭訪問 等

市子育て相談課 子育て支援センター

育児相談 子育てサロン 等

関係機関

- ・教育委員会 ・学校 ・認定こども園、幼稚園、保育園
- ・民生委員 ・児童委員 ・母子保健推進員
- ・医療機関 ・桐生警察署・桐生保健福祉事所
- ・市福祉課 ・子育て支援課

他

報告

相談・助言

東部児童相談所

一時保護、立入調査
(48時間安全確認できない
場合)

申立

施設入所

一時保護延長 等

裁判所

情報共有・連携

桐生警察署

※緊急アセスメントシートとは、断片的な情報を一つに統合して虐待のリスクを評価し、子どもの一時保護の必要性を出来るだけ客観的に判断するための補助的な道具として活用するもの

4 関係機関での虐待の早期発見のポイントと初期対応

(1) 初期対応における共通点

① 虐待かなと思ったら・・・

虐待が疑われるような子どもや家庭を発見した場合は、すぐに市子育て支援課に通告してください。

緊急性が高い場合は、市子育て相談課と東部児童相談所が連携して対応し、緊急性が低い場合は、市子育て相談課を中心にネットワークによる情報収集を行い、虐待の事実確認や関わり方について相談しながら支援を進めます。

② 保護者への対応の留意点

保護者への関わりについては、安定した人間関係作りの苦手な保護者もいることから、関係者、関係機関との連携の中で、それぞれの役割を確認した上で支援を行うことが必要です。

また、虐待を疑われる家庭が、地域の中で孤立していないか、家族だけで解決困難な問題を抱えていないかということに留意しながら、適切な支援を続けることが大切です。

③ 子どもへの対応の留意点

虐待を受けた子どもは、弱々しく間接的に“SOS”のサインを出していることがあります。また、家出、万引き及び不良行為などの問題行動を通して、“SOS”のサインを出すこともあるので、表面的な問題行動の対応だけでなく、その背景を考えながら子どもに接していくことが大切です。

④ 個別ケース検討会議等の関係者会議での役割

関係者会議に参加し、地域の中で得られた子どもや家庭の状況についての情報提供を行うなど、関係機関での情報の共有及び役割分担を決めて支援を進めます。その後、関係者会議で決められた役割分担に基づく支援を行う中で、対象家庭の状況を報告し、改善が見受けられない場合は、今後どのような支援が必要なのかを関係者会議において再検討し、継続的な支援をしていくことが大切です。

(2) 地域（市民、民生委員・児童委員、母子保健推進員等）での場合

【早期発見のポイント】

市民や地域で活動される人は、子どもや保護者、近隣の人たちから様々な相談や訴えを見聞きすることが多いと思います。その中で、次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

	虐待を疑う事由
子ども	・からだに不自然な傷やあざが見られる ・学校や保育園等を休んでいる姿をよく見かけたり、夜遅くまで外で遊んでいたりとするなど家に帰ろうとしない ・からだや衣服がいつも不潔である ・食事がきちんと与えられていないことが考えられ、時には空腹のため食べ物を万引きしているといった噂がある ・子どもの発育や発達の違いが見られる ・親子での会話などの時に子どもの表情が乏しい ・親の顔色をうかがう反面、親から離れても親への愛着が感じられない
保護者	・子どもに適切な食事を与えていない ・不潔な衣服を着続けさせる ・子どもに拒否的な態度をとる、放置したりなど子どもの養育に不自然さが見られる ・子どもの発達にそぐわない厳しいしつけや過度な期待が見られる ・極端な自己流の育児や教育的な考えを押し付ける ・子どもの意思に反して、学校等へ行かせない ・自宅に閉じ込めるなど行動制限をしているように見られる ・子どもが病気や怪我をしても受診させない ・夫婦関係の不仲や経済的に困難な状況があり、保護者の生活上にストレスや精神的不安定が見受けられる ・保護者が良好な対人関係を持てず、拒否的、無視、攻撃的な態度をとる ・保護者の親族や近隣での孤立が見られ、相談相手がいない ・保護者や家族の中に、アルコール依存や薬物中毒等の問題がある ・子どもの外傷などを問われたとき、不自然な説明をする

【初期対応】

明らかな虐待が認められる場合は別として、“虐待かどうか”という視点ではなく、“支援が必要かどうか”といった見方で対象家庭を見守ってみてください。

必要な家庭であれば、市子育て相談課に相談（通告）してください。

(3) 集団（学校、認定こども園、幼稚園、保育園、子育てサロン等）での場合

【早期発見のポイント】

子どもは言語表現以外にもいろいろな形でサインを出しています。わずかな変化にも虐待の心配が隠されています。その中で次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

		虐待を疑う事由
子ども	乳児の場合	・ 不自然な傷（打撲、切り傷、熱傷等）がある ・ 体重増加に遅れが目立つ ・ お尻がただれているなど、常に不衛生な服装である ・ 表情が乏しく、語りかけやあやしにも無表情である ・ 怯えた泣き方を常にする
	幼児の場合	※前記（乳児の場合）に見られる特徴の他 ・ 保護者が迎えにきてても無視して帰りがたがらない ・ 給食をガツガツ食べ、おかわりを繰り返す ・ 基本的な生活習慣が身についていない ・ 集団から離れ、孤立していることがよくある
	学童の場合	※前記（乳児・幼児の場合）に見られる特徴の他 ・ 非行（盗み等）を繰り返す ・ 他児を執拗にいじめたり、動物、昆虫等に対して残虐な行為をしたりする ・ 家に帰りがたがらない、家出や夜中の徘徊を繰り返している ・ 理由のはっきりしない欠席、遅刻、早退が多く見られる ・ 授業中“ボーッ”としていることが多くなり、成績も急激に低下している ・ 極端な性への関心や拒否感が見られる ・ 教師に対して反抗的態度やうそを繰り返す
保護者		・ 子どもへの対応がハラハラするほど乱暴である ・ 感情の起伏が激しく、思い通りにならないとすぐ怒る ・ 無表情で、子どもに対して語りかけをしない ・ わが子に対して、「かわいくない」「この子は欲しくなかった」などと拒否的な言動をする ・ 保護者の生活や価値観で行動し、子どものペースに無頓着である ・ 他のきょうだいと著しく差別する、他児と比較ばかりしている ・ 子どもへの働きかけをしようとせず、学校（園）や家庭での生活の様子について、教師（保育士）に尋ねようとも話そうともしない。 ・ 子どもの外傷などを問われたとき、不自然な説明をする。

【初期対応】

日頃の子どもの様子から、変化があれば気付くところは多々あると思います。また、急に欠席が増えたり、長引いたりする場合などには、特に年齢の低い児童に関して注意が必要となります。

心配のある児童がいた場合は、担当者だけで関わらず、複数の目で観察すること、内部あるいは外部関係者と協議しながら対応することが必要です。

また、ただちに専門機関の対応が必要と思われる時は、今までの経過や家族関係などを整理して市子育て相談課又は東部児童相談所に通告（相談）してください。

(4) 乳幼児健康診査(市健康づくり課)、学校で行われる健康診査、家庭訪問等での場合

【早期発見のポイント】

乳幼児を対象とした健康診査や学校・保育園等で行われる健診、関係機関の職員等が行う家庭訪問時に虐待が発見されることがあります。

次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

		虐待を疑う事由
子ども	身体的状況	・からだに不自然な傷やあざが見られる ・原因不明の栄養不良：体重増加不良、低身長、顔色不良等が見られる ・育児の不適切さ：からだや衣服の不潔やおむつかぶれ、ひどい湿疹、爪の汚れや伸び等が目立つ
	精神・行動面の状況	・発達の遅れ：特定の障害がなく、歩行などの運動発達の遅れやことばの遅れが見受けられる、周囲に対する理解などの発達の遅れやアンバランスな発達等が見受けられる ・表情の乏しさ：無表情で笑わない、凝視（凍りついた眼差し）、しかめっ面、おびえの表情 ・行動異常：摂食障害（過食・拒食）、他児への乱暴、異常な泣き方等 ・対人交流：母子（親子）関係が確立されていない、保護者に甘えない、保護者の顔をうかがう、集団に入れず孤立 ・極端な生活リズムの乱れ
保護者		・子どもへの対応がハラハラするほど乱暴である ・感情の起伏が激しく、思い通りにならないとすぐ怒る ・無表情で、子どもに対して語りかけをしない ・わが子に対して、「かわいくない」「この子は欲しくなかった」などと拒否的な言動をする ・保護者の生活や価値観で行動し、子どものペースに無頓着である ・他のきょうだいと著しく差別する、他児と比較している ・子どもへの働きかけをしようとせず、学校（園）や家庭での生活の様子について、教師（保育士）に尋ねようとも話そうともしない ・子どもの外傷などを問われたとき、不自然な説明をする

【初期対応】

乳児や保護者と接する中で虐待が疑われる場合は、過去の健診記録や保護者の対応及び担当者の所見などを整理し、市子育て相談課に通告（相談）してください。

(5) 医療機関での場合

【早期発見のポイント】

医療機関では、外来診療の診察時に虐待が発見されることがあります。次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑う必要があります。

		虐待を疑う事由
子ども	診察時の状況	・皮膚の外傷：多数の小さな出血、不審な傷痕（指、ひも、ベルト、むちの痕）、つねった痕、縛った痕（手足の輪状の傷）、釘などで刺した痕、不自然な熱傷（多数の円形の傷、熱湯をかけたと見られる熱傷、臀部「オムツ部」の熱傷） ・骨折：多発性の骨折、新旧入り混じった骨折（X線撮影での確認） 頭蓋骨骨折、乳幼児の肋骨骨折（胸部の圧迫による）、捻挫骨折（腕や足をねじり上げたと思われる骨折） ・頭部：頭蓋内出血（特に硬膜下血腫）、眼球損傷、前眼房・結膜出血、 ※頭部の所見では、乳幼児を強く揺さぶると硬膜下血腫、眼底出血や脳浮腫をきたす、乳幼児揺さぶられ症候群の可能性がある ・口：歯肉、舌や唇の外傷や出血（子どもの口内に物や拳を入れる） ・内臓：臓器の損傷（保護者からの申し立て損傷事由との整合性がとれない） ・性器：外陰部や肛門の損傷（男児にも可能性あり） ・中毒：麻薬等の強要、毒物や劇物による症状 ・死亡：乳幼児突然死症候群との鑑別。溺死や窒息死 ・その他：心身症、自傷行為
	全般的な状況	・全体の状況：身体・衣服が不潔 ・心理・行動面の状況：無表情、笑わない、周囲への無関心、大人の顔色をうかがう、極度のおびえや情緒不安定 ・心身の発達：低身長・体重増加不良、運動・言語等の遅れ等
同伴した保護者		・態度・行動：状況説明があやふやで、つじつまが合わない、受診が遅い、子どもの症状や治療などに無関心、入院を拒否する、すぐ退院させたいがる、転院を繰り返す ・保護者の疾患：精神的不安定、精神疾患、アルコール依存症、麻薬・覚せい剤中毒 ・家庭の状況：経済的困窮、夫婦不和、混乱した生活等が見受けられ、子どもとの接触が少ない ・その他：妊婦や乳幼児の定期健診を受けていない、予防接種を受けさせていない、母子健康手帳を持っていない

【初期対応】

保護者が虐待者である場合、どこかに不審な点があると思われます。硬膜下血腫など虐待によく見られる状態や保護者の対応等から虐待が疑われる場合は、市子育て相談課又は東部児童相談所に速やかに通告（相談）してください。

（６）相談機関（子育て相談課等）での場合

【早期発見のポイント】

相談に来所したときの保護者と子どもの表情やしぐさなどを注意深く観察し、次のいくつかの項目が当てはまるようであれば、虐待を疑います。

	虐待を疑う事由
子ども	・からだに不自然な傷やあざが見られる ・発育の遅れ（身長が異常に低い、体重が軽い） ・攻撃的で乱暴な行動が見られる ・服装や体などが極端に不潔である ・保護者の顔をうかがう態度が見られる、保護者と顔を合わせようとしない ・表情が乏しく、態度がおどおどしている ・言葉使いや態度があまりにも丁寧すぎる（子どもらしさが見られない） ・保護者が別室に行くと表情が晴れやかになる ・性的に過度の関心や拒否感がある ・非行（万引き、家出、深夜徘徊など）を繰り返している
保護者	・子どもへの態度や言葉が拒否的であり、常に叱ったり、叩いたりしていると話す ・子どもがなつかないと話す ・相談内容がその時々でころころ変わる ・子育てについての関心が薄く、子育ての知識も偏っている ・子どもが抱っこしてとせがんでも無視し、抱こうとしない ・ほかのきょうだいと比較し、「この子はかわいくない」と言う ・地域との交流がうまくできず、孤立している様子がうかがわれる ・夫婦仲が悪く、離別状態になっていることがうかがわれる ・経済的に困窮している

【初期対応】

主訴とは異なっている場合でも、気になる点があればできるだけ細かく状況を確認することが大切ですが、今後の関わりも考えられることから、受容的な態度をとることも必要です。相談内容から虐待が疑われる場合は、内容を整理し、市子育て相談課に通告（相談）してください。

5 重症度、緊急度の判断基準と対応

虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、次の表を参考に、重症度、緊急度の判断の参考にしてください。

【生命の危険性大】	
緊急介入を要するもの	
1 身体的暴力によって、生命の危険がありうる外傷を受ける可能性があるもの ① 頭部の外傷を起こす可能性のある暴力：子どもを投げる、頭部を蹴る、逆さに落とす等 ② 腹部の外傷を起こす可能性のある暴力：腹部を蹴る、踏みつける、殴る等 ③ 窒息する可能性のある暴力：首を絞める、鼻と口をふさぐ、顔面を水に押し付ける、布団蒸しする等	
2 ネグレクト（養育の怠慢・拒否）のために死亡する可能性のあるもの 死亡原因としては肺炎、敗血症、脱水症、突然死、事故死などが考えられる。 ① 乳幼児に脱水症、栄養失調による衰弱がおきている。 ② 乳幼児が感染症や下痢、または重度慢性疾患があるのに医療の受診がなく放置されており、生命の危険がある。	
対応策	生命の危険性が大で、緊急介入を要する これらの状況が見られたり、その疑いをもったときは、ただちに 110 番通報又は東部児童相談所に通告してください。 また、医療機関への入院も生命の危険回避に有効な手段として考えられます。

【重度虐待】

今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長に重大な影響が生じているか生じる可能性があり、緊急介入の必要性の高いもの

- 1 医療を必要とするほどの外傷があるか、又は近い過去にあったもの
(乳児や歩行前の幼児で打撲傷がある、骨折、裂傷、目の外傷がある、熱湯や熱源による広範囲の熱傷がある)
- 2 発育や発達の遅れが顕著である
- 3 生存に必要な食事、衣類、清潔さが与えられていない
- 4 明らかな性的行為がある
- 5 家から出してもらえない、または本人の意志に反し学校に行かせてもらえない、一室に閉じ込められている
- 6 子どもへのサディスティックな行為がある

対応策

緊急に詳しい状況を把握し、早期に対応する必要がある

保護者（同居人）への指導や、子どもの保護のために、誰かの介入（訪問指導、家族からの分離、一時保護、入院等）が必要になります。

これらの状況が見られたり、その疑いを持ったりしたときは、市子育て相談課又は東部児童相談所に通告してください。

【中度虐待】

今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると、子どもの人格形成や発達に重い問題を残す恐れのあるもの

- 1 今まで慢性的にあざや傷痕（タバコの火の痕等）ができるような暴力を受けている、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために人格形成に問題が残りそうであるもの
- 2 現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境等の育児条件が極端に不良なため、自然経過で改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が心配されるもの
（保護者等が子どもをひどく嫌っている、虐待で施設入所歴のある子どもへの再発、多問題家族などで家庭の秩序がない、経済状態が食事にも困る生活状況、夫婦関係が険悪で子どもの前での暴力、子どもに悪影響があると考えられる行為、被虐待歴のある親等）
- 3 慢性の精神疾患等（統合失調症、うつ病、覚醒剤等）があり、子どものケアができない
- 4 乳幼児を長時間大人の監護なく家に置いている

対応策

詳しい状況を把握し、対応する必要がある

誰かの介入がないと自然経過ではこれ以上改善が見込まれず、関係機関の継続的な支援が必要です。市子育て相談課又は東部児童相談所に通告（相談）してください。

【軽度虐待】

実際に子どもへの暴力があり、保護者や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、保護者と子どもの関係には重篤な病理が見られないもの

- 1 外傷が残るほどではない暴力
（時々カッとなって叩いてしまうことがある）
- 2 子どもに健康問題を起こすほどではないが、ネグレクト的である
（子どもにきちんとした食事を与えないことがある、子どもの服装がおかしい）

対応策

緊急を要しないが、何らかの援助が必要（予防的対応）

育児相談等でフォローしたり、保護者に育児ノイローゼが考えられたりする場合は、カウンセリングによる支援及び子育て支援に関する情報提供や継続的な支援が必要です。

【虐待の危惧あり】

暴力やネグレクトの虐待はないが、「叩いてしまいそう」、「世話をしたくない」など、子どもへの虐待のおそれがある

対応策	緊急を要しないが、引き続き様子を見ることが必要（予防的対応） 対象家庭に関する情報収集と、子育て支援の関係機関等の情報提供や相談支援の継続が必要です。
-----	--



6 援助活動

(1) 親への関わり方

① 相手の立場に立って話を聴き信頼関係を築く

ア 通報のあった親は、様々な事情により苦しみ、「児童虐待」という行為によって声にならない「助け」を求めていることも考えられます。当該家庭に接する機関は、親の立場に立って話を聴き、話ができるような関係づくりが必要です。

イ 話の途中で、怒りなどにより感情のコントロールができなくなることもあります。このような場合は、無理になだめようとせず、話を聴き落ち着くのを待ちます。

ウ 約束した面談に来ないなど、約束を守らないこともあります。親が約束を守らなくても責めないようにします。「行為はよくないが、親の存在は認める」という言葉かけを長い時間行っていくようにします。

エ 各機関の役割により、厳しいことを言わなくてはならない場合は、関係機関での役割分担により対応し、親子との関係が全く途切れてしまわないようにします。

② 状況に応じて専門機関と相談する。

親の精神的な問題（統合失調症、うつ病、人格障害、アルコール・薬物依存等）が関係していると思われる場合や妊娠、出産に伴い精神的に不安定な状態等が疑われる時は、関係機関と連携し、その状況に応じた支援活動が必要になります。

(2) 子どもへの関わり方

① 子どもの存在を受け入れる

ア 「あなたを必ず守る」ということを根気強く伝えます。子どもは、守ってくれる人の存在を知り、守られている感覚を体験することによって、自己の存在と自覚と守られているという安心感・安全感を持つことになります。

イ 子どもへの理解、存在を認める語りかけや子どもに自信が持てる誉め言葉の投げかけを長い期間にわたって続け、否定的な自己イメージを変化させるよう努めます。

ウ 長い間虐待を受けている子どもは、自己の存在を否定的に捉える傾向があります。このような子どもは、大人の気を引くためにわざと困らせるような行為をすることがありますが、その時は「行動はいけませんが、あなたの存在が大切なことに変わりない。」というメッセージを伝えることが大切です。

② 子どもの気持ちに共感する

虐待を受けている子どもは、トラウマ（心的外傷）による心の歪みのため感情コントロールができず、爆発的に反応することがあります。このような場合は、抱きかかえるような対応をしながら、感情の高まりを理解し、怒りやストレスの表現を止めてしまわないで、長い時間をかけて言語化する（気持ちや考えなどを

言葉で表現すること）努力を共にします。このような感情を肯定することにより、自分自身が自己の存在を認められるように働きかけていきます。

（３）親族への関わり方

家庭内に虐待状況がある場合に、力になれる親族（配偶者、祖父母、きょうだいなど）がいることがあります。その親族が当該家庭への適切な援助ができるように助言し、円滑に家庭が機能していくように支援します。

（４）その他（注意点）

① 決して一人で抱え込まない

困っている子どもや親を目の前にすると、知らず知らずのうちにケースに巻き込まれてしまうことがよくあります。虐待が生じる家庭は、複雑な問題を抱えていることが多く、その対応にはかなりの困難を伴います。

一人で抱え込まず、同僚や上司と相談するなど、関係機関と十分な情報共有のもとでチームによるアプローチが必要です。また、よりよい援助活動を行うためにも、援助者同士でサポートできる環境も重要となります。

② 守秘義務の徹底

関係機関にある人は、すべて守秘義務を負います。「児童虐待対応」のために知り得た情報については、プライバシーの保護に十分注意します。

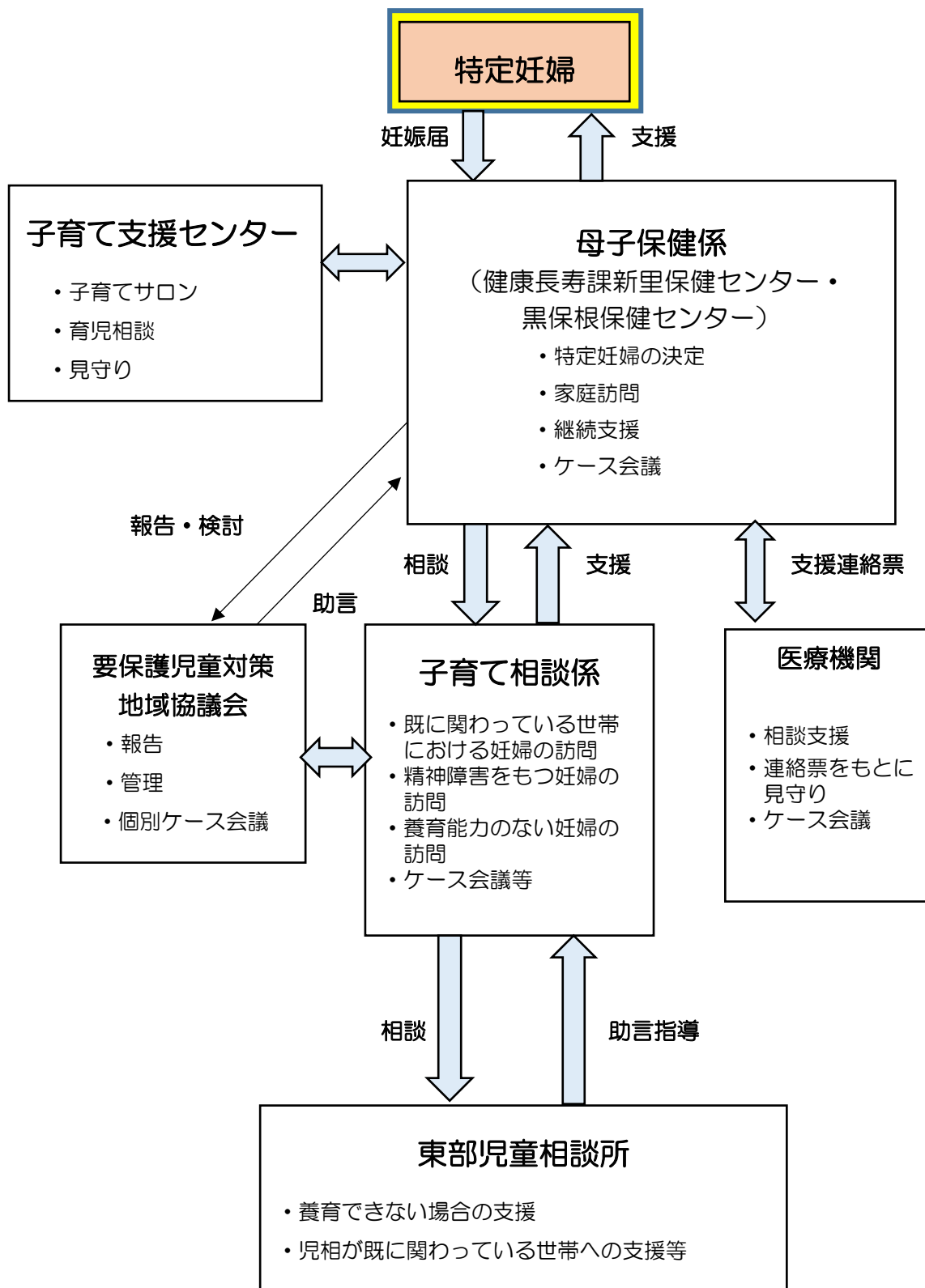
③ 次の機関につなぐ・引き継ぐ

認定こども園、幼稚園及び保育園に通っている子どもが小学校に入学、小学生が中学校に進学したりした場合及び転出した場合、続けて見守りが必要な時には、家庭や児童への関わり方などの情報を次の機関に文書で伝えます。

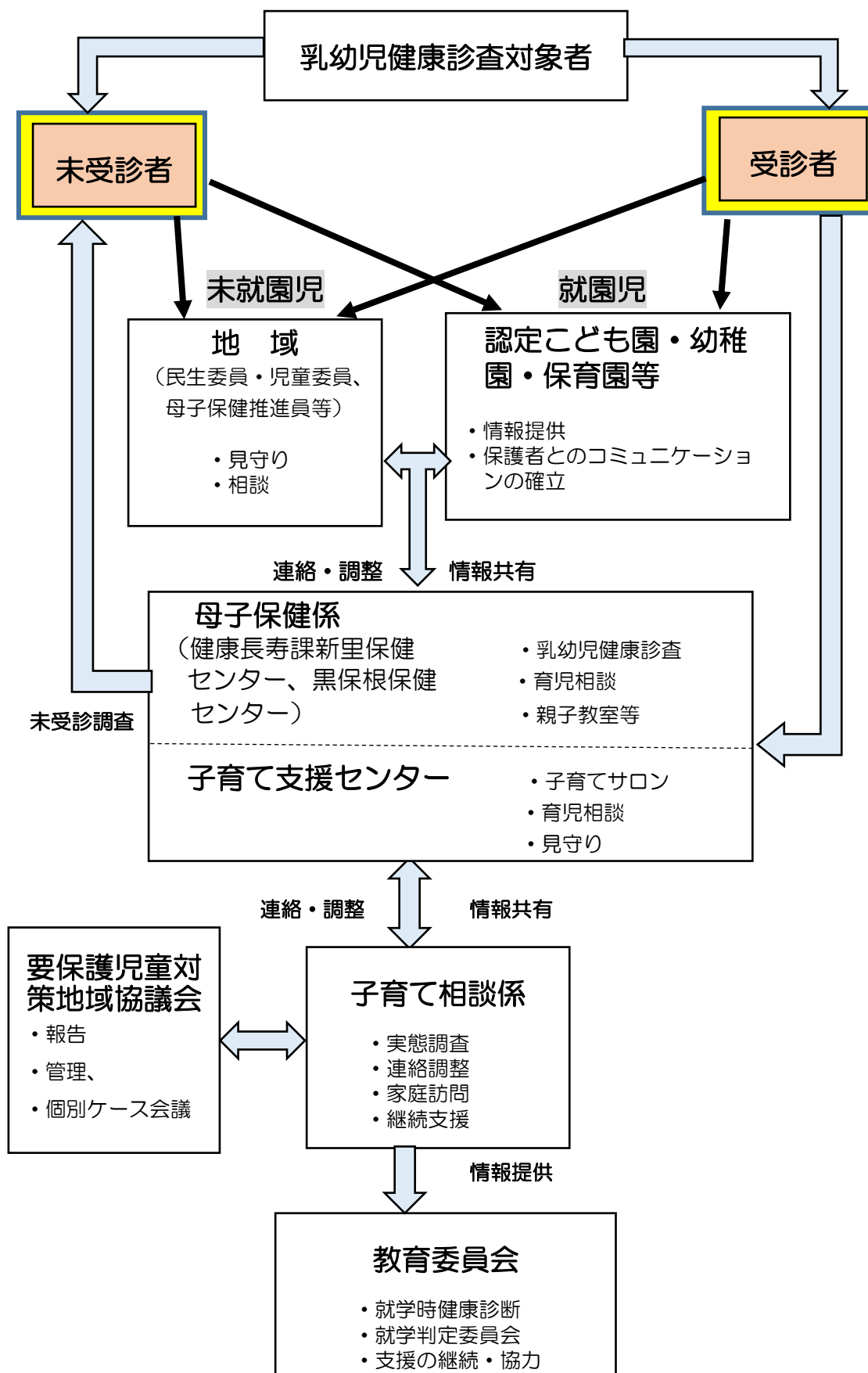
情報を受け取った機関は、子どもの健やかな成長のために「貴重な情報」を受け取ったと捉え、その後も必要に応じ、前の関係機関と相談できる関係を保ちます。

7 支援の流れ

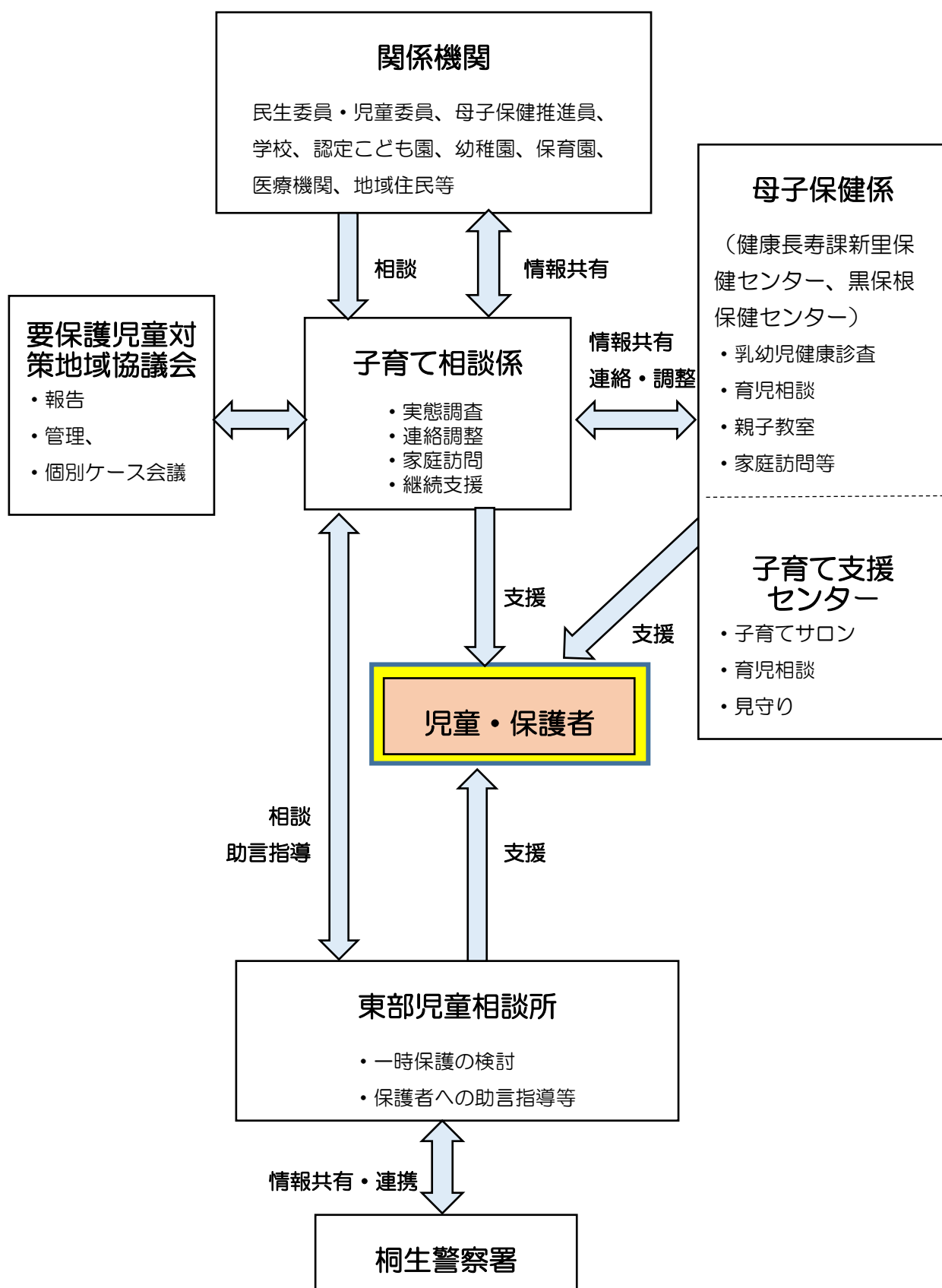
【特定妊婦の場合】



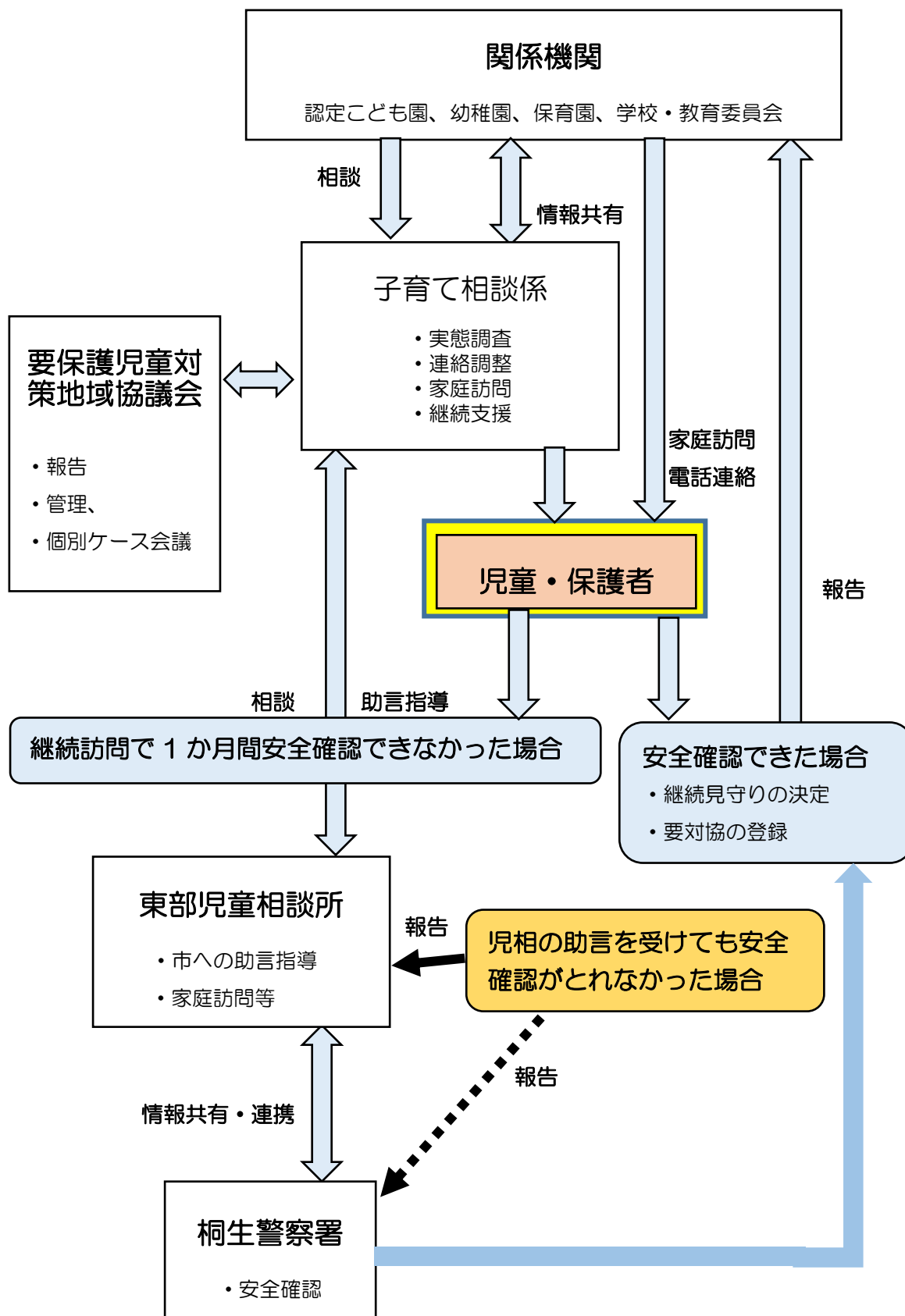
【乳幼児健康診査対象者の場合】



【要保護児童の場合】

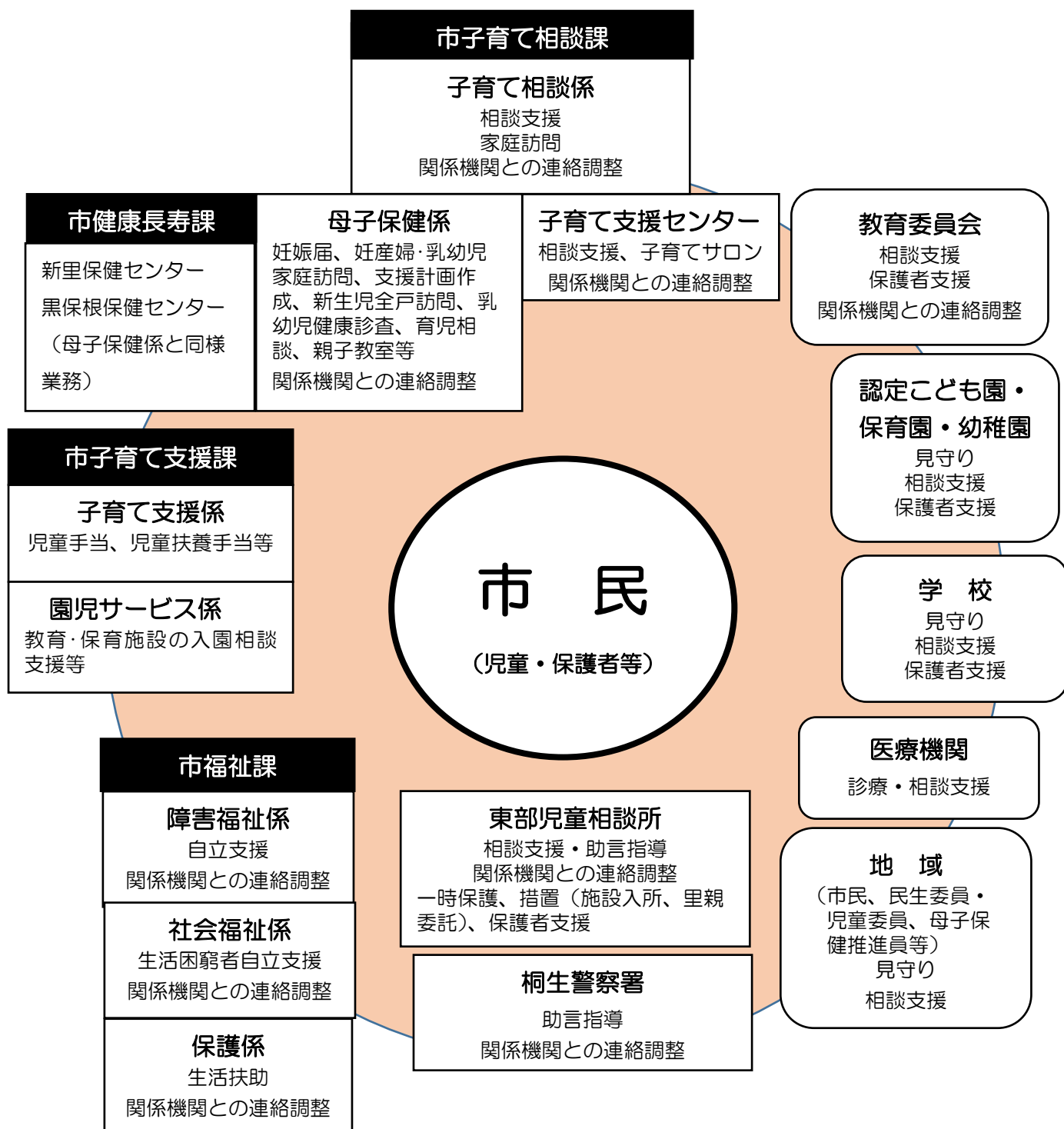


【不登園児・不登校児等の場合】



8 継続支援と関係機関の役割

子どもが安定した生活が継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い、子どもを支え見守ります。また、家族等が抱えている問題を把握し、様々な役割をもつ関係機関から、その家族の背景に応じて支援を選択し、関係機関と連携を強化しながら、子どもとその家族等を継続的・包括的に支援します。



9 要保護児童対策地域協議会

地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（※1）の適切な保護又は要支援児童（※2）若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。（児童福祉法第25条の2）

（※1）保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

（※2）乳児家庭全戸訪問事業の実施、その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

（1）要保護児童対策地域協議会の意義

要保護児童対策地域協議会において、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、連携を図ることにより次のような利点があります。

- ① 要保護児童等の早期発見ができます。
- ② 要保護児童等に対して、迅速な支援の開始が可能となります。
- ③ 各関係機関で情報の共有化が図られ、役割分担について共通理解を得ることができます。
- ④ 役割分担を通じて、それぞれの機関が責任を持って関わることのできる体制づくりが可能となり、支援を受ける家族にとってもより良い支援が受けられやすくなります。
- ⑤ それぞれの機関が分担し合って関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かち合うことができます。

（2）要保護児童対策地域協議会の設置

児童福祉、保健医療、教育、警察・司法等、子どもに関わる機関やその職務に従事する者による組織です。

その調整機関として、市子育て相談課が担当します。

（3）組織と役割

① 代表者会議

構成機関の代表者又は関係部署の管理職で組織（年1～2回）

- ・ 各関係機関等の連携と情報の共有化
- ・ 虐待に対する共通認識と通告の体制づくり
- ・ 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ・ 実務者会議その他の協議会の活動状況の評価

② 実務者会議

実際に活動する実務者による会議（年間6回）

- ・ 要保護児童等の実態把握及び情報交換
- ・ 支援を行っている事例の総合的な検討
- ・ 支援の経過把握及び評価

③ 個別ケース検討会議

個別のケースに関わっている、又は今後関わる可能性のある関係機関の担当者による会議（随時開催）

- ・ 要保護児童の状況の把握及び問題点の確認
- ・ 支援方針の確立及び役割分担の決定
- ・ 事例の主たる担当機関及び主たる援助者の決定

（４） 守秘義務と情報共有

児童福祉法第 25 条の 5 により、要保護児童対策地域協議会内において守秘義務が課せられています。守秘義務は、構成機関の職員又は職員であった者すべてに課せられています。

そのため、必要な情報交換及び資料の提供が可能と認められています。（児童福祉法第 25 条の 3）

これにより、関係機関のはざままで適切な支援が行われなかった事例の防止や虐待防止に向けた関係機関からの積極的な情報提供が可能となります。